

平成28年度 第2回埼玉県教科用図書選定審議会会議録

【日時】 平成28年7月19日(火) 14:00～15:40  
【場所】 埼玉会館 1階 多目的ホール  
【出席者】 委員 藤野 栄 委員 福田康宏 委員 中村美紀 委員  
                  田野智恵子 委員 中村真理 委員 齋藤紀子 委員  
                  岸田昌久 委員 安藤寛和 委員 野原 晃 委員  
                  中村正宏 委員 米玉利優子 委員 山崎則枝 委員  
                  首藤敏元 委員 富岡寛顕 委員 平澤 香 委員  
                  比嘉里奈 委員 松井千秋 委員  
事務局 市町村支援部義務教育指導課  
                  大根田頼尚 課長 須藤好晴 主幹  
                  小野塚祐一 指導主事 清水利浩 指導主事  
                  安元信幸 指導主事  
                  県立学校部特別支援教育課  
                  楠見弘樹 指導主事

1 開会

2 事務局説明

配布の資料1から資料8について説明する。

【資料1】教科書が使用されるまで

【資料2】教科書採択の方向

【資料3】教科書発行者による自己点検・検証結果の報告を受けた各教育委員会等における調査結果について

【資料4】教科書採択における公正確保の徹底等について（初等中等教育局長通知）

【資料5】教科書宣伝行動基準

【資料6】平成28年6月定例議会の概要

【資料7】義務教育諸学校で使用する教科書の発行者に対する警告等について

【資料8】義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について

3 議事

会長 議事に入る前に、会議録の署名委員を、1号委員の藤野委員、2号委員の岸田委員にお願いします。

(両委員承諾)

会長 はじめに、審議会の進め方について事務局に説明願いたい。

事務局 それでは、本日の審議会の進め方を説明する前に、前回の審議会を振り返らせていただく。前回の第1回審議会では、県教育委員会から諮問させていただいた内容のうち、「2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方及び方法について」答申をいただいた。2ページの別紙にある基本的な考え方を適当であるとお認めいただき、特に留意する事項として2点御意見をいただいた。現在、この答申に基づいて、県立特別支援学校の教科書事務が進んでいる。

3ページをお開きいただきたい。こちらは県教育委員会から諮問させていただいた内容のうち、「1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」審議いただき、適当であるとお認めいただいたもの。なお、4ページから12ページまでは、第1回目の議事録である。

それでは、本日の審議会の進め方について、13ページをお開きいただきたい。本日は、第1回に引き続き、県教育委員会から諮問させていただいた内容のうち「1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」審議いただく。前回の審議を踏まえ、昨年度発覚したいわゆる「教科書謝礼問題」の反省に立ち、教科書採択の公正性・透明性の確保をどのように徹底させるか審議いただき、第2次答申をいただきたい。

会 長 今、説明があったように本日の審議事項については、前回の続きになるが、特に13ページの一番下の囲いにあるように教科書採択の公正性・透明性について審議をしていくことになる。その理由等については、いわゆる教科書謝礼問題に関しての情報を資料とともにお示しいただいたところである。具体的には、14ページに教科書採択の公正性・透明性の確保についての論点として示されている。この論点のポイントについて、事務局に説明願いたい。

事務局 本日、審議いただく内容は、まさに教科書採択の公正性・透明性の確保についてであり、論点の事項としては4つ。ポイント（1）が教科書発行者との関係、15ページのポイント（2）が会議の公開、議事録の公表、ポイント（3）が質の高い教科書づくりについて、そして、最後16ページにポイント（4）がその他と整理した。なお、17ページは、この論点を時系列に著作・編集、検定、採択の時期に並べ替えたものである。今回は、この4つの論点について審議をお願いしたい。

会 長 それでは、議事に入りたい。今、説明があった論点のポイントの（1）教科書発行者との関係について説明を願いたい。

事務局 まず、①教職員について。教科書発行者が発行する書籍などの著作・編集に関わる場合は、服務規程などに定められた手続きを行う。この場合は、学

校における調査研究を含め、最低限関わった種目の採択に関わる事務には一切関与できないことと整理した。また、意見聴取などは、一切の金品を受け取らない。かつ、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触をもたないことで、学校における調査研究を含め、採択に関わる事務に関与できることと整理した。

次に、②教育委員会について。教科書発行者が発行する書籍などの著作・編集に関わる場合は、服務規程などに定められた手続きを行い、採択権者は最低限関わった種目の採択に関与しないことと整理した。また、指導主事などは採択に関わる事務には一切関与しないことと整理した。

また、意見聴取などは、一切の金品を受け取らない。かつ、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触をもたないことで、採択に関わる事務に関与できることと整理した。

これらは、「教科書採択における公正確保の徹底等について」平成28年3月31日付け文部科学省通知を参考にしている。

会 長 確認しておきたいのは、①の教職員にも②の教育委員会にも同じ文言があること。著作・編集に関わる場合は、服務規定等に定められた手続きを行う。このことをもう少し説明してもらいたい。

事務局 各市町村において、いわゆる営利企業等の従事制限の手続きがある。教科書の著作・編集に関わる、また指導書の著作・編集に関わる場合には、こうした手続きをきちんとまず経ることが必要であると考えている。そうしたことを念頭において、この服務規定等に定められた手続きということを書かせていただいた。

会 長 いわゆる兼業願いということか。兼業を願えば、著作や編集に関わることができる読み替えられるということか。

事務局 そのとおりである。

会 長 今、説明があったポイント（1）の教科書発行者との関係について、委員の皆さんから御質問や御意見があればお願いしたい。

委 員 ポイント（1）の①及び②に規定されていることは、今回初めて規定されることなのか。それとも以前からあったことなのか。

事務局 これまでも手続きをきちんと経ること、また著作・編集に関わった場合に

は、発行者との関係があったということなので、採択には関わらないようにということは文科省の通知でも示されていたことではある。ただし、今回起きた事案の中心にあるのが、著作・編集以外の場合である。例えば、検定期間中に教科書について意見を聞きたいと言われて話をして、そこで車代ということで五千円、一万円をもらった場合がかなりある。そういった場合も含めて、明示的にすべての場合を示していたわけではなかった。今回改めて、そここのところも含めて整理された3月の文科省の通知を踏まえて、お金をもらった場合には関わらない、そうでない場合には関わると明示的に整理をした。

会 長 今までもあったが、どうもそれが具体的に捉えられていなかった。そういうことか。

事務局 そのとおりである。

委 員 中学校の現場の状況として、年に1、2回くらい教科書発行者が学校に来ることはある。全部の教科ではなく主要教科が来る。その際、教科書がどうこうというよりは、教育資料の提供であるとか、こういう教育活動をやっているとか、そういう情報提供あるいは情報交換という部分での交流はある。現場としては、より良い教科書を作っていただくということから考えた時に、一番は教員が実践から得たものを、あるいは感じたことを教科書会社の方に伝達して、反映させるということはある。年に一度、そういう機会があった場合には情報提供するということがある。

会 長 現実として、そのような情報提供、学校に来た時に提供をしているということはある。このポイント(1)は、このことそのものを指しているわけではないと思うが。

事務局 一般の教員の方が、検定期間中や採択期間中に教科書会社の方と接触があったとすると、その方が、各学校における調査研究に関わった場合、外形的に見た時に、採択に対して影響が出ているのではないかという疑念を生じさせてしまう危険性があると考えている。したがって、今回の論点では、検定期間中、採択期間中は、発行者とは関わりをもたないということを書かせていただいた。

委 員 現場の教員の人まで、このルールというか、決まったことはちゃんと届くのか。よくこういうことは決まると、学校には文書で通知がいても、先生方には届かないということが多く感じている。今回は大丈夫なのか。

事務局 今、御指摘いただいた点は、重要な点だと捉えている。書類を作ってお示しして終わりでは意味がない。教員一人一人が確実に知るところをどう作っていくか。今、県として考えているのは、教員一人一人が、セルフチェックシートのようなイメージで、いくつか重要な論点を、こういったことはできると思うか、できないと思うか、というようなQ&Aのような形で、非常に短い時間で確認ができるようなものをイメージしている。そういったものを市町村教育委員会が学校に配り、管理職の方だけが知っているのではなく、教員一人一人が自分で確認をする。これはやってはいけない、これはやってよいと確認するようなものを作っていくことが必要だと考えている。教員一人一人が確実に知ることができる状況を作りたい。

委員 ②の教育委員会についての一つ目の黒丸のところで、「また、指導主事等は、採択に関わる事務には一切関与しない」と書かれているが、あくまでも採択を行うのは教育委員である。指導主事は主に、事務的な補助、事務作業そのものを行うことが多いので、教科書に関わった指導主事以外で採択事務に関わることはできるのではないか。

事務局 共同採択の場合もあれば単独採択の場合もあるが、採択をするのは教育委員会である。様々な形で、資料の準備であるとか、勉強会の準備であるとか、事務局が関わっていくことになる。最後に選ぶのは教育委員会だが、教科書の著作・編集等に報酬を得て関わっていた方が、そうした事務に関わる場合、教育委員に届く資料の作成や、やりとりに関わることになるので、外形的に見た時に、そこに何らかの影響を与えてしまったのではないかという疑念が生じかねない。教育委員会が採択をするものであったとしても、事務局においてもこのくらいの厳密性を今回は設けたという趣旨である。

会長 要するに担当を外すということか。

事務局 そのとおりである。

委員 今の件に関して一つお聞きしたい。指導主事になる前に、こうした活動に関わった方もいると思うが、それも含めてか。

事務局 結論から申し上げますとそういうことである。採択の年の前の年が検定期間であり、そこに至るまでの中で、著作・編集に関わっていることがあると思

うが、検定期間の次の年が採択の年なので、その採択の年に指導主事になった方もいると思うが、そういった方も含めてということである。

委員 公正、公平、透明性ということに関して言えば、出された案が適切であるという思いがある。一方、金品を受け取っていなくても教科書発行者と少しでも接触した人がすべて関わらないということになると、ほぼ一般の教員というのは、教科書のそれぞれに精通しているものではないので、時間がないと、もう今までどおりでいいのではないかなということにもなりかねない。そうすると開かれた学校づくりであるとか、規約の趣旨にちょっとクエスションがつくのかなと思うが、こうしたことを契機にすべての教員が教科書の選定、教科書づくりに関心をもつこと重要なことではないかと思う。

会長 いわゆる教科書研究はしなくてはならないということ。どちらかと言えば、ブレーキについて書かれているポイントだが、ブレーキに対してアクセルとして教科書研究はやりましょうというのが、元々の趣旨でよろしいか。

事務局 今、御指摘いただいたところは全くそのとおりである。文科省の通知においても書かれているが、例えば各学校での調査研究結果を含めて、教育委員が判断をする上での参考にしていくということもある。そういった資料をどれだけ良いものにしていくかが、採択の参考にする上で重要な点であることは変わっていないことが一つある。また、採択年の次の年から使用する可能性のある教科書なので、まさに教育の実践者である教員が教科書に目を通す、勉強するということが、学校での実践上非常に重要なことだと考える。その意味もあり、二重の意味で、学校現場における教員の教科書研究の重要性は変わらないと考える。

副会長 会長からブレーキとアクセルの話があった。今審議している内容は、ポイント（１）「教科書発行者との関係」であるが、次のポイント（２）は「会議の公開・議事録の公表」、ポイント（３）は「質の高い教科書づくり」である。教科書採択において、教員にとって大切なことは、教員が教科書研究をしっかりやることである。そのために一番大事なことは、ポイント（３）の「質の高い教科書づくり」ではないか。質の高い教科書をつくり、教科書を研究することで教員の指導力が向上し、さらに子供たちの学力向上につながる。

先生方に明示する時、先にブレーキを挙げて、次にアクセルというのは、順番としてはいかがなものかと感じる。最も大切なことは、教科書の質を高めることである。日々の教育実践を積み重ねてきた教員の意見を取り入れるということが非常に大切である。そして、今回の事案のような背景があるので、「気を付けなければならないことはこういうことである」と続くのが順番としてはよい。

子供たちの学力を向上させるための教員の指導力の向上、そのために質の高い教科書をつくる、研究するという重要性を、県内の教員に対して通知していただきたい。

会 長 今、副会長が言われたことは、15ページのポイント(3)質の高い教科書づくりについてあるので、(1)、(2)といわずに(3)を行い、後で(2)に戻ることにしたい。(3)について、事務局の説明を願いたい。

事務局 今回のいわゆる「教科書謝礼問題」を踏まえて襟を正すことは必要だが、発行者と関わることで自体を良くないことと捉え、教科書研究が疎かになる事態は避けなければならない。このような問題意識からこの項目を入れてある。今、御指摘があったので、今後教員等に示していく際には、この内容を先に示すようにしていきたい。

(3)の①教員等の意見の反映については、質の高い教科書の実現のために、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を積極的に伝えることは重要である。そのことについて整理したものである。

②教科書づくりへの評価については、市町村教育委員会等が教科書づくりに関与する教員等を積極的に評価することを盛り込んでいる。

これらは、「教科書採択における公正確保の徹底等について」平成28年3月31日付け文部科学省通知を参考にした。以上である。

会 長 (3)について説明があったが、いかがか。

委 員 教員の意見の反映はとても大切であると考え。日々の授業実践を通じて、教科書を前にした実際の子供たちの反応を見て知っているのは現場の教員である。

また、研究授業や学校研究を進めるに当たり、45分の授業を行うために10時間20時間と教材研究をする。その過程で教科書をもう少しこう変えてもらえればもっと子供に使いやすい、理解しやすい等の意見や思いをもつ教員もいる。

やはり授業の主役は子供であり、教員は子供にどれだけ理解を深められるか、学力を高められるかを目的に毎日の実践を行っている。主役の子供たちがより力を高めるためには、質の高い教科書の実現は確実に必要である。そのためには、子供を知っている、子供の実態を知っている教員の意見を積極的に伝えることによって、教科書の質が高まる。またそういう意見が反映されると思えば、教員も自分が研究したことを自分の内々ではなく、広く出していったりより良いものをつくりあげていこうとする機運も高まるのではないか。ぜひ、教員の意見を積極的に伝えるという方向を大事にしてもらいたい。

委員 今はずごく激動の時代で、めくるめく色々なことが変わっている。先日、娘に言われたのだが、一所懸命覚えたのに一人っ子政策がなくなったと。なぜそうなったのか、なぜなくなったのか、そういうことを子供たちが考えられることが大事。昔と比べてワークとか教材も充実しているのに、逆に子供が何も考えなくなっている。そのワークの穴埋めをしている先生も結構いる。そうすると子供たちは言葉だけを覚えて、なぜそうなったのかと聞くと、知らないと言う。昔と比べて絵もいっぱい充実しているはずなのになぜなのか。考えていないなと感じている。

会長 考えることをしなくなる子供を生んでしまう教科書。このことについて事務局はどう考えるか。

事務局 教科書というのは子供たちの教育の重要な部分を占めている。どういう指導をするかという話と切り離せないものである。教科書を選んでいく上でも覚えることだけのためにあるのではなく、深く考えるためにはどの教科書が良いのかということも考えながら、それは教科書をつくる段階でもそうであるし、各学校で新しい教科書はこういうものだという研究をする上でもそうだと考える。この部分はきちんと結び付けて考えられるように、市町村教育委員会に示しながら進めていきたい。

委員 質の高い教科書をつくるために、教職員側とすれば、より質の高い教科書をつくりたいために、そこに行って意見を言った、また努力をした結果である。何もお金をもらいに行った先生というのは多分いない。なぜこういうことが起きたのか。積極的に伝えると言っても、例えば、算数の教科書を発行している教科書会社、国語の教科書を発行している教科書会社などはたくさんある。そこに積極的に伝えるというのは一体どのようなかたちでしたら良いのか。

なぜこういうトラブルが起きたのか。新聞報道を見ていると、一般国民の方々から見て、先生方は何をやっているんだと、お金をもらうためにこんな考えられもしないことをやっているのかと思われるが、実際は、ここに書いてあること、より良い教科書をつくらうとしていたはず。では、なぜこういうことが起きてしまったのか。多分、すべての会社ではなく一部の会社だと思うが、それをちゃんと洗い出して、こういうケースで起きてしまったのだと分かるようにしていかないと、質の高い教科書をつくらうとしている先生方を伸ばせない。

先ほど、ブレーキの話が出ていたが、怖くなって何も話しませんか、そういう状態に陥っては、より良い教科書づくりの積み重ねは途切れてしまう。ぜひ、そういう対応をお願いしたい。

事務局 今回、一番多かったケースとして、検定期間中に教科書に関して意見を述べてほしいという話の中で、今、委員から御指摘いただいたように、良いものにしていきたいということで意見を言って、その中で謝礼をもらったという事案が多い状況である。県教育委員会としても、それによって何か採択を変えようとか、影響があったものではないと考えている。しかし、今回の事案は、外形的に見た時に、採択の前年なので、検定期間中にそういったことがあると、仮に影響がなかったとしても何らかの影響を与えたのではないのかと、疑念をもたれてしまう状況であったのだと考えている。我々としては、本当ならば教員の方に、採択の前の年であるので、ここで謝礼としてお金をもらおうと、外形的に見た場合に色々と疑念をもたれてしまうのではないかと、気付いてほしかった、気付くべきだったという思いはある。話を聞かせてほしいということで関わる場合には、お金をもらわない形で切り分けて対応できたらということがまずある。

もう一つ、ここで書かせていただいたのは、教科書をつくっていくところの話で、ちょっと意見を言って謝礼をもらう話とは別の話として、長く教科書をつくっていくという作業に関わりながら、良い教科書をつくりたいということで、教科書や指導書をつくることに関わってきた方は、今までもたくさんいる。今回の事案があったことで、とにかく教科書会社と関わることはやめよう、教科書会社と関わることは良くないことであるというような誤解が広まってしまうのではないか。先ほど、委員からも御指摘いただいたところだが、とにかく関わりを絶とうということになってしまうと、教科書が学校教育で非常に重要な役割を占めているのに、そこに教員が関われないことになる。ひいては学校教育の質が下がるということになるので、それは避けなければならない。

非常に深く著作・編集に関わり報酬をもらった方が、採択まで関わってしまうと、それがトータルで見た時に影響があったのではないかと疑念をもたれてしまうので、そこは切り分けたいと思っているが、教科書作成に関わることは非常に良いことである。今までもそういう立場で県教育委員会はいたが、今まで以上にそこを強調して、教科書の著作・編集にはぜひ関わってほしいと、その中で意見を教科書会社には伝えほしいということを書いていただいた。長くなったが、今回起きた事案と本来著作・編集で関わるべき話をごっちゃになってしまうところがあるので、そこはきちんと切り分けて関わるべきところできちんと関わっていただくことを明示できたらというものである。

委員 私の印象としては、すごく社会的なブレーキを感じた。とにかく関わりと大変なことになるということで、例えば、独占禁止法違反というのがあったが、もし独占禁止法違反となると、指定取消になって、その教科書は使えないということになる可能性もある。そうすると、学校現場、特に子供たちは大変な混乱に陥ることが予想される。そういうことは避けたい。ぜひ、どこが良くて、どこがだめなのか。私としては、アクセルをぜひ踏んで良い教科書をどんどん伸ばしていきたいという気持ちがあるが、一般の教員の方はブレーキしか感じていない。そういうことのないように区別をしっかりと明

示していただけるとありがたい。

会 長 今、(1)(3)と行ったが、ポイントの(2)に戻りたい。それでは、(2)について説明願いたい。

事務局 ①会議の公開について。採択に係る会議としては、共同採択地区における採択地区協議会の会議、単独採択地区における選定委員会の会議、採択に係る教育委員会の会議がある。いわゆる教科書謝礼問題を受け、教科書採択の公正性・透明性を高めるためにも、これらの会議の公開を市町村に積極的に検討していただこうと考えている。

次に、②議事録の公表について。こちらは上の①に掲げた会議のそれぞれの議事録がある。その内、共同採択地区における採択地区協議会の議事録の公表については、無償措置法で努力義務規定が、採択に係る教育委員会の議事録公表については、地教行法による努力義務規定がある。

教科書採択の公正性・透明性を高めるためには、こうした議事録の公表というのも非常に重要と考えているので、市町村で積極的に公表していくことを今後検討していただきたいと考えている。

会 長 会議の公開と議事録の公表を進める中で、疑念を起こさせないようにしていこうということである。

委 員 会議というのも色々な段階があって、その中に調査専門員の先生方が採択する教育委員の前で、教科用図書の調査研究報告をする段階がある。以前は調査専門員の先生方が直接出て発表をしていた。その時も当然、傍聴の方がいて、あの先生はあの教科の調査専門員なのかと分かるような形だったが、最近では、調査専門員の先生方が発表するのではなくて、指導主事の方がその資料を預かって、指導主事が代表して発表するという形になってきている。その辺りはどうなのか。

会 長 それぞれの実態があると思うが、採択地区協議会と単独採択と分けて事務局お願いできるか。

事務局 いわゆる調査員の方が報告をする場合のやり方だが、23の採択地区でかなり違う状況である。共同採択の場合、誰が調査員かが分かることを避けたいことから、主には各教科の調査員長が報告するケースが多い。その方が誰かが分からないように報告の部分は非公開にするという対応をしている場合もあれば、一つの工夫として、衝立をおいて、誰が調査員長か分からない状態で対応することで、報告自体は公開するという対応をしているところも

ある。単独採択の場合は、多くは選定委員会の後で、教育委員会において採択するという場合であるが、報告も含めて非公開にしている場合もあれば、色々な工夫をする中で、報告については公開をしているという自治体もある。かなり、自治体によって状況は違う。

会 長 　いずれにしても会議の公開、議事録の公表を進めようとしている事務局としてはどう考えるか。

事務局 　今、調査委員会の報告について申し上げたが、共同採択の場合は、各教育委員会の委員の皆様が集まっての協議、また採択のプロセスがある。例えば、全面的に非公開であれば、どこから公開を進められるのか、すでに公開をしているところの様々な工夫なども紹介しながら、それは議事録の公表も同じだが、公表しているところのやり方、静ひつな環境を担保しつつ公表しているのかを紹介しながら少しでも各自治体に進んでもらえるように一緒に考えさせていただきたい。

会 長 　具体的にお示しをして、それぞれ公開、公表に向けて努力していただく。努力義務というのはかなり強いもので、県にはよく指導・助言をお願いしたい。では、次の（４）その他について事務局より説明願いたい。

事務局 　ポイントの（４）その他について。①採択のために作成した資料の扱いについて。調査員が作成した資料などの扱いを明示することを盛り込んでいる。具体的には、あくまでも参考として作成しているのであれば、資料に「参考」と明示する、あるいは資料の説明の際に「参考」であることを述べていただく。また、調査員が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めることは、文科省の通知にも盛り込まれていることである。

②不公正な行為への対応について。教科書発行者による不適切な行為や公正取引委員会の警告も勘案して、教科書を採択することを盛り込んである。採択は目録の中から決めることが法令上規定されており、あらかじめ特定の教科書を排除することはできないから、教科書を採択する際の一つの観点として検討していただくという趣旨である。今後の採択において、不公正な行為があった場合には、採択のやり直しを検討することについては、文科省の省令改正を受けてのことである。

③教育委員会が主体的に採択できる体制の整備について。勉強会の実施を盛り込んでいる、これまで当課に伝えられた声の中には「教育委員は教科書をちゃんと研究しているのか」というものがある。各教育委員の方々が膨大な時間を割いて教科書を研究されていることは承知しているが、各教育委員の教科書研究を担保するための仕組みとして勉強会の実施というものを広めていきたい。

会 長 1時間を過ぎたので少し休憩をして、また御意見をいただきたい。

(休憩)

会 長 それでは、会議を再開する。(4)その他について、御質問や御意見はあるか。

委 員 参考資料の4ページに、教科書採択の仕組みという図があるかと思うが、こういう図や仕組みを先生方、一般の皆さんにもよく知ってもらって、こういうやり方でも教科書に関われるのだということで教科書採択への関心を高めてもらうことが大事。特に、教科用図書選定審議会の傍聴や会議録の公表とともに、図の中にも示されているが教科書展示会というものがある。教科書展示会に行けば、誰でも教科書を見られる。こういう機会が、いつどこであるのかということを知ると教科書に関する関心がより高まり、不公正な行為というようなことはできない、許されないということにもつながるのではないかと考える。

会 長 教科書採択の仕組みについて、教員も含めて分かってもらう努力はしていると思うが、もっとするとよろしい。

委 員 ポイント(4)の②のところで、不公正な行為があった場合には、採択のやり直しを検討するとあるが、そうなるとその後の使用開始などもずれ込んで、4年に1度の検定ともずれ込むのも視野に入れているのか。

事務局 基本的には4年に1度の採択のプロセスの中でというものだが、それを前提に今まで、採択替えについて法令上は規定されていなかった。しかし、今回の事案が生じたので、もしも今後同じような状態が生じた時に、まったく教科書は変えられないということでは良くないということで、国は変えられますということにした。例えば、来年小学校の道徳の教科書の採択があるが、採択年度の来年中に、万が一どこかの県で起きてしまった場合には、次の年から使用であるので急いで採択のやり直しをするということになる。そういうことが起きないようにということが非常に重要で、こうした規定が入ったことでそれはやっていただかなくてはならなくなるということも併せて書かせていただく。ただ、そうならないように全力を尽くしていく。

会 長 因みに道徳の教科書は検定中か。

事務局 今年度がまさに検定中である。

会 長 今年度は検定中で、来年度が採択年度となる。その間に、先ほどのブレーキをしっかりと踏んでおかないと困るということか。

事務局 そのとおりである。

委 員 今話を聞きながら感じたことだが、資料の2ページに年度と検定、採択の表があるが、これには道徳が入っていない。小学校の道徳は今年度検定で、29年度は採択、30年度は実施。中学校の道徳は29年度が検定、30年度が採択、31年度が実施。こうみると、平成30年度は小学校の各教科の採択と中学校の道徳の採択が同一年度に行われることになる。30年度は小学校で英語の検定が行われると思うが。この表は21年度から書いてあるが、これから色々な採択が立て続けに行われると感じている。

会 長 そのとおりである。この表は、昨年度に発行された資料のコピーだが、今のところ一番新しいものということによろしいか。

事務局 そのとおりである。一番下の細かいところだが、注の4のところに小さな字で道徳のことが書いてある状況である。英語に関しては、新しい学習指導要領の関係なので、これは既存の学習指導要領を前提として書いているので、新しい学習指導要領が決まっていく中で、そのことが明記されてくると聞いている。道徳は、来年が採択の時なのだということが分かるように伝えていきたい。

委 員 この表は、大分過去のことに重点を置いた表だと感じた。

会 長 他にはどうか。

委 員 意見聴取についてだが、今は検定期間なのか、採択期間なのか、この教科は検定だとか、この教科は採択だとか複雑になる。そうなると、現場の先生たちは、今、意見を言って本当に大丈夫なのかと思うわけである。現場にきちんと細かく、例えば、中学校は今意見を言っている期間ですよと。4年周

期で動いているので、一つの教科について2年くらいしかないわけなので、現場にかなり細かく伝えていかないといけない。そこを検討してもらいたい。

会 長 今、本当に検定中なのか、現場では分かりにくいと言える。その表も含めて資料として提供するようにお願いをしたい。

委 員 ①の作成した資料の扱いについてだが、滑川町は第13採択地区に入るが、この採択地区の規約の中には、教科用図書を選定の方法のところに、調査員がつくった報告及び埼玉県教育委員会が作成した選定資料等を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全体の一致によって決するとある。委員の方々は参考資料ということで理解しているが、一般の方々にもそうしたことが周知されていくことが大事だと感じた。

会 長 参酌するというのもそうだが、参考資料とするというのも示しておいた方がよろしいかと。

事務局 今でも各地区においては、あくまで参考として活用していただいていると我々も理解しているが、今、委員からもあったように、一般の県民の方から御覧いただいた時にも、資料上とか会議の議事録上で参考だということが出てくれば、なお参考であることがより明確になるので、そういったことを進めていただけたらと考えている。

委 員 今と同じ所で、①の採択のために作成した資料の扱いについて、さいたま市の状況について、少し情報提供させていただく。調査員が資料を作成する段階では、参考資料であることを十分に理解して作成していただいている。採択権者が判断しやすいように、調査項目にしたがって各教科書の特徴について長所を中心に分かりやすくまとめてほしいと調査員にお願いしている。また、教育委員にもあくまでも参考資料であるということを明示して十分に理解していただいている。このようにどこかにきちんと明示しておくということが非常に大事だと考える。

会 長 他にいかかが。

委 員 今までポイント(1)から(4)まで審議をしている中で、何度も出てきたことだが、現場の学校として確認とお願いをしたい。やはり、ここで審議した内容が、教員一人一人に周知徹底されることで、この会議の意味がある。

そこで、審議した内容として、全職員が分かりやすい内容のもの、学校として運営にするにあたって活用しやすい形のもの、先ほど、リーフレットという話もあったが、先日主権者教育で配られたリーフレットなどは活用しやすかった。今回の教科書採択についても、そのような形で、内容のある、先ほどブレーキとアクセルの具体例を示すとあったが、そのように内容を示していただけると、研修の中で一人一人の先生方に徹底でき、自覚も高まってくると考える。

会 長 この議事録もそのまま答申に添えてあげる。この議事録も受けた形で、指導・助言のポイントを作ってもらいたい。  
副会長、最後にいかがか。

副会長 教科書は、子供たちの学習で必ず使用する義務がある。教科書をきちんと研究し、教科書の内容を踏まえて、子供たちが分かる楽しい授業をすることはすごく大事なことである。これが教員の使命である。

教員が教科書作成に関わることは、非常に大切なことであり、また評価すべきことである。また、教科書を研究して授業の質を高めること、このことを通して教科書の質を向上させることは大切なことである。

何が良くて何がだめなのか、「是々非々」ということは大事である。今回の事案では何が大切で何が課題だったのかを、県教育委員会で明確にして、県内全ての教員がこのことをしっかりと把握できるよう、分かりやすい形で示すことが大事である。

会 長 副会長にまとめていただいたが、委員さんたちにこれだけはというのがあればお願いをし、もしないようならば、答申については、私と副会長に一任していただきたいが、いかがか。

(委員異議なし)

会 長 それぞれの御意見等をしっかりと踏まえた上で答申をつくることとする。  
以上で審議を終わる。御協力に感謝する。

4 答 申  
会長・副会長から第2次答申を預かった後に各委員に送る旨を伝える。

5 挨 拶

6 その他

7 閉 会